

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
定期積金規定 1. ～ 8. （省略） 9. （自動満期処理の特約） 前記第 8 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>（満期日が休日 の場合は満期日を起算日として翌営業日）</u> に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額について あらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。 (1) （省略） (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳 に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。 ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第 1 項第 3 号の指定により定期貯金を作成し た場合の残額とします (3) ～ (4) （省略） 10. ～ 23. （省略） 以 上 <u>（令和6年4月1日現在）</u>	定期積金規定 1. ～ 8. （省略） 9. （自動満期処理の特約） 前記第 8 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>（追加）</u> に自動 的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱いま す。 (1) （省略） (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳 に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。 ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第 1 項第 3 号の指定により定期貯金を作成し た場合の残額とします (3) ～ (4) （省略） 10. ～ 23. （省略） 以 上 <u>（令和4年4月1日現在）</u>